

「修習技術者のための修習ガイドブック—技術士を目指して—第3版（案）」へのご意見に対する回答

平成27年1月15日

研修委員会

修習技術者支援実行委員会

「修習技術者のための修習ガイドブック—技術士を目指して—第3版（案）」について、当会のホームページに掲載し、会員の皆さまを対象に平成26年11月21日（金）から12月4日（木）までの2週間にわたり、パブリックコメントを実施しました。

5件の意見等をいただきましたが、うち1件は「修習事例の記述内容について雑誌名の誤り」のご指摘でしたので、指摘通り修正することとし、これ以外の4件について回答いたします。

No.	意見等（主な点に下線、番号を付す 斜体：補足説明）	回 答
1	<p>1-1 実務的に重要なのは”修習記録”かと思われる。章だと4.4.3修習記録の事例。その際の説明で、①経路の事が出てくるが、復習を兼ねてそれぞれの簡易的な説明が欲しい。②4.4.3での例(表-4.10 修習記録の例)が、フォーマット用紙的には不十分で、フォーマットでの参考となるような記載がありがたい。(修習技術者名、予定と実績を予め分けておく) 経路2では、監督内容証明書との関係が書かれているが、そのほかの経路の場合に関しても記載が欲しい。③もし合格者での経路1～経路3の割合が分かるのなら、記載すべき。(もしかしたらどこかに書かれているかもしれませんが。)</p> <p>1-2 ①前半(第2章修習の目的目標 など)に修習記録の概要の説明が欲しい。前半から中盤が、どんな事を勉強すべきかの話になっており、長い。むしろ実務的には、②修習記録や指導技術士・監督者との関係を明確に知っておくことが有意義と思われる。</p> <p>1-3 実務経験のみの人(経路3:7年以上の実務経験での受験)のために修習記録(実務経験の場合実務経歴というべきか)が実務経験のみでの受験でも役立つ事の記載があったほうが良い。(もしかしたらどこかに書かれているかもしれませんが。)</p>	<p>① 4.4.3 修習記録の事例 に経路1、3についても追記しますが、紙面の都合上、説明の重複は避けて、簡単に触れることとしました。</p> <p>② 表-4.10 修習記録の例 については、修習技術者の意見等も踏まえて内容を見直しました。</p> <p>③ 経路1～3の割合については、受験申込者の95%強が経路3ですが、ガイドブックに記述すべき事項とは考えておりませんのでご理解ください。</p>
2	<p>2-1 私は、会社の新入社員研修で担任を務めることがあり、新入社員に技術士の話をしたりしています。弊社の新入社員は、8割～9割が大学院以上の学歴があります。そこで、本書の「1.2 技術士と修習技術者の関係」の詳細な内容は参考になると思いました。可能でありましたら、図-1.1 技術士試験の仕組みの「*3:理科系統の大学院等に在学した場合、2年を限度に短縮できる。」が、別表になっているとありがたいです(2年の場合、4年の場合)。また、新入社員の博士も毎年数十名いることから“大学院等”の記載は、もう少し明確に記載していただければと助かります。</p>	<p>図-1.1 技術士試験の仕組み の「*3:理科系統の大学院等に在学した場合、2年を限度に短縮できる」については、修士課程、博士課程に関わらず2年が限度です。これについての説明を、図-1.1の下に追記しました。</p>

No.	意見等	回答
	<p>2-2 経路 1 (指導技術士の下で 4 年超の実務経験で受験)と経路 2 (監督者の下で 4 年超の実務経験で受験)の監督者ですが、<u>技術士と技術者の監督が同意・同レベルであると技術士会では考えているのでしょうか?</u> この辺の見解を示していただきたく考えます。</p>	<p>「指導技術士」は、技術士補が技術士となるのに必要な技能を修習するために登録上必要な者です。また、「監督者」は、科学技術に関する業務期間が7年を超え、修習技術者が技術士となるのに必要な技能を修習できるよう適切に監督できる者です。立場が若干違いますが、同レベルと見なすことができます。詳しくはP63のコラムを参照ください。</p> <p>なお、1.2 技術士と修習技術者の関係 (2)経路2 (P2の4~6行目)の記述を、誤解を招かないよう修正しました。</p>
3	<p>修習技術者の皆様には、技術士を目指すという大きな目標があり、P9 上部にあるように、報告書・提案書・企画書・論文といった文書を書くことが重要である、と記されています。その一方で、こうした文書の読み手のことを考えると、<u>漢字とひらがなの使い分け、送り仮名の表記について気になるところが多数あります。</u></p> <p>年明けには公表されるものと思いますが、<u>できうる限り、公用文のルールに沿った文章に校正していただき、これからの修習技術者の皆様がより適切な文書を作成できるようご配慮いただけけると幸甚です。</u></p>	<p>文章はなるべく公用文の用字用語の使い方に沿うよう修正したつもりですが、意図していることが読者に伝わることを第一に考えておりますのでご理解ください。</p>
4	<p>P78:「参考資料 I 海外の技術者資格 の I-2APEC エンジニアとは」に、<u>APEC エンジニアの登録要件にある「大学等のエンジニアリング課程修了」かつ「技術士第一次試験合格」への変更について:本要件は、科学技術者と一般市民との繋がりをむしろ阻害する普遍性を持たない技術者を優位に評価することを意味するものと危惧します。理由としてイギリスの C.P スノーの「二つの文化と科学革命」にあるように文系と理系の対立が思わぬ事態を招いた歴史的背景からも APEC エンジニアの要件は<u>一次試験合格者かつ”技術者倫理教育プログラム修了者又は文系課程修了者”</u>とすべきと考えます。以上、よろしくご査収をお願いします。</u></p>	<p>ご意見は、直接修習ガイドブックの改訂とは関係しないと考えますが、参考までに日本技術士会 国際委員会からのコメントを付記しました。</p> <p>技術者教育の履修により専門職として必要な知識及び応用能力を身に付けることは、プロフェッショナル・エンジニアにおいてその土台をなすものであり、国際的に重視されております。わが国のAPECエンジニアが他国のAPECエンジニアと比べて遜色の無いものであることを担保するために、学歴要件として「大学等のエンジニアリング課程修了」かつ「技術士第一次試験合格」としたもので、これはAPECエンジニア・モニタリング委員会で決定された事項です。</p> <p>しかしながら、技術士の中には文系課程の修了者もいるため、文系課程修了者であっても、一定の研修や実務経験を積んだ者を「大学等のエンジニアリング課程修了者」と同等の者とみなす基準を現在検討中です。</p>